

[博士論文審査要旨]

申請者：尾田 基

論文題目 新事業の社会的正当性：企業家による制度環境への働きかけ

審査員 沼上 幹
軽部 大
佐々木将人

イノベーションはそれまでに社会に存在しなかったものであるから、その新規性が高ければ高いほど、それが合法的なものか否かは事前には明確ではない。それ故イノベーションが生み出された後に、その合法・非合法の問題が議論されていく。この議論のプロセスにおいて、企業家が、法律の専門家集団や政治家、マスコミとどのように議論して自らが生み出したイノベーションを正当化していくのか、という問題を詳細な事例分析で解き明かそうとしているのが本論文の特徴である。

本論文はまず、正当性や制度に関する先行研究をレビューした上で、判例や国会会議録などの豊富な資料を駆使して、ゼンリンの住宅地図と大阪有線放送とグーグルのストリート・ビューの事例を分析している。これらの事例は著作権の問題や個人情報保護の問題など、法律に関する問題に直面していた。これらの問題に対して、企業家側は社会的有用性・公共財的な特徴を強調するなどの方法で自ら生み出したイノベーションを正当化していったことが明らかとなる。これらの事例研究を通じて、企業家は受動的に法制度の制約を受けて自制しているのではなく、まずイノベーションを生み出してから、その後に法制度の専門家たちと相互作用を展開し、その結果としてイノベーションが正当化されていくという特徴が見られることが指摘される。その際、誰からどのように利益をあげるのか、というビジネス・モデルが正当性を左右する重要なカギの1つになる、と指摘される。つまり、合法・非合法などが事前に決まっているのではなく、ビジネス・モデルの設計と企業家の正当化行動によって、イノベーションが社会で正当化されていくのである。

本論文は、企業家の活動とビジネス・モデルという視点から、イノベーションと社会的・法的環境との関係を考察する独自性の高い研究である。豊富な文書資料を駆使して、その正当化のプロセスがもつ重要な問題を明確にして、洞察力のある議論も多く含まれている。もちろん、もう少し多くのインタビュー調査が行なわれていれば、さらに興味深い議論になったと思われる部分があることや、法制度に関する専門家をもう少し細かく分類してそれぞれの意思決定の仕方を盛り込んだモデルを構築したら更に良い研究になったであろうというような点を指摘することはできる。しかし、これらの問題点は独自性の高い視点と優れた洞察をもつ本論文の基本的な価値を損なうものではない。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。